

## 郡上市危険空家解体撤去支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、安全で安心なまちづくりを促進するため、危険空家の所有者等、所有者等の同意を得た土地所有者又は自治会等に対し、予算の範囲内において、当該空家を解体し、撤去するために要する費用の一部を交付することに関し、郡上市補助金等交付規則（平成16年郡上市規則第39号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 危険空家 主として居住又は店舗の用に供されていた市内の建築物（当該建築物に付属する倉庫その他の工作物を含む。）で、現に人が居住せず、又は活用されていないもので、今後も引き続き居住又は店舗の用に供される見込みがないと認められるものであって、次に掲げる要件のいずれにも該当する建築物をいう。

ア そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険な状態となり、第三者に損害を及ぼすおそれのあるものとして、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「特別措置法」という。）第2条第2項に規定する特定空家等として認定されたもの

イ 特別措置法第14条第1項に基づく助言又は指導の対象となったもの

(2) 所有者等 特別措置法第3条に規定する所有者又は管理者で、市の固定資産税名寄帳兼課税台帳に登載されている建築物を所有又は管理する者

(3) 土地所有者 危険空家の所在する土地の所有者

(4) 自治会等 危険空家の所在する自治会又は地区会

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 危険空家の所有者等であって、当該危険空家の解体及び撤去を実施する者。この場合において、所有者等は、市税を滞納していない者とする。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。
- (2) 所有者等の同意を得て、当該危険空家の解体及び撤去を行う土地所有者。この場合において、土地所有者は、市税を滞納していない者とする。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。
- (3) 所有者等の同意を得て、当該危険空家の解体及び撤去を行う自治会等。ただし、前2号に定める者による対応ができない場合に限る。

(補助対象となる危険空家)

第4条 この告示により補助の対象となる危険空家としての要件は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

- (1) 個人が所有する物件（共有物件を含む。）であること。
- (2) 所有権以外の物権又は賃借権が設定されていないこと。
- (3) 公共事業の補償の対象となっていないこと。

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費は、危険空家を解体し、撤去するために要する工事費及び調査費（食糧費は除く。）とする。

- 2 前項に定める補助対象経費のうち、他の法令等により補助金を受けることができる場合は、当該補助金額を補助対象経費から除くものとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象者が第3条第1号及び第2号に該当する場合は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、50万円を上限とする。
  - (2) 補助対象者が第3条第3号に該当する場合は、補助対象経費に10分の10を乗じて得た額とし、100万円を上限とする。
- 2 前項の規定により算出した額に千円未満の端数が生じた場合は、これ

を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、規則に定める補助金等交付申請書及び関係書類に、当該危険空家に係る次の書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 位置図、平面図及び現況写真
  - (2) 解体及び撤去に係る経費の見積書等の写し
  - (3) 登記事項証明書又は固定資産課税台帳記載事項の証明書
  - (4) 所有者以外の者が申請する場合は、所有者の同意書、所有者が死亡している場合にあつては、所有者の全ての法定相続人の同意書(様式第1号)
  - (5) 第4条各号に定める要件に該当する旨及び申請に係る問題等が発生した場合は当事者間で解決する旨の確約書(様式第2号)
  - (6) 個人情報等の取得に関する承諾書(様式第3号)。ただし、補助対象者が第3条第3号に該当する場合を除く。
  - (7) その他市長が必要と認めるもの
- (実績報告)

第8条 補助金の交付決定を受けた者は、危険空家の解体及び撤去が完了したときは、完了の日から30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、規則に定める補助事業等実績報告書及び関係書類に、次の書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 解体及び撤去に要した経費の領収書等の写し
  - (2) 解体及び撤去後の写真
  - (3) その他市長が必要と認めるもの
- (その他)

第9条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年9月11日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

郡上市長 様

同意者 住所

氏名

㊟

〔 空家の所有者との関係 〕  
 本人  
 法定相続人（ 人中 ）

同 意 書

郡上市危険空家解体撤去支援事業補助金の交付申請にあたり、下記の者が申請者となることについて同意します。

記

- 1 住所（所在地）
- 2 氏名（名 称）
- 3 当該空家の所有者との関係
  - 空家の管理者
  - 空家の所在する土地の所有者
  - 空家の所在する自治会又は地区会

様式第2号（第7条関係）

年 月 日

郡上市長 様

申請者 住所（所在地）

氏名（名称）

㊟

### 確 約 書

郡上市危険空家解体撤去支援事業補助金の交付申請に係る危険空家は、同事業補助金交付要綱第4条各号に定める要件に該当する空家であることを確認するとともに、申請に係る問題等が発生した場合は、当事者間で解決することを確約します。

年 月 日

郡上市長 様

申請者 住所  
氏名

㊟

個人情報等の取得に関する承諾書

郡上市危険空家解体撤去支援事業補助金の交付申請にあたり、私及び同居親族の住民登録の状況、市税の納入状況及び当該空家の状況等について、市が調査確認することを承諾します。

記

同居親族			
氏名	生年月日	氏名	生年月日
	年 月 日		年 月 日
	年 月 日		年 月 日
	年 月 日		年 月 日
	年 月 日		年 月 日
	年 月 日		年 月 日